

## 確認検査手数料表

## 1. 建築物（大阪府・兵庫県）

（非課税）

床面積の合計		確認申請手数料			中間検査手数料		完了検査手数料	
		A	B	C	D	E	F	G
		右記以外	構造計算書付 1号建築物	構造適判対象 ルート2計算	4号建築物	左記以外	4号建築物で 中間検査対象	左記以外
1	～100㎡	¥26,000	¥36,000	B + ¥60,000	¥25,000	¥25,000	¥25,000	¥30,000
2	100㎡超～200㎡	¥30,000	¥40,000		¥30,000	¥30,000	¥30,000	¥35,000
3	200㎡超～500㎡	¥40,000	¥60,000		¥45,000	¥45,000	¥45,000	¥50,000
4	500㎡超～1,000㎡	¥120,000		B + ¥80,000	¥80,000		¥80,000	
5	1,000㎡超～2,000㎡	¥180,000			¥100,000		¥100,000	
6	2,000㎡超～	別途見積			別途見積		別途見積	

## 2. 建築物（京都府・滋賀県・奈良県・和歌山県）

（非課税）

床面積の合計		確認申請手数料			中間検査手数料		完了検査手数料	
		A	B	C	D	E	F	G
		右記以外	構造計算書付 1号建築物	構造適判対象 ルート2計算	4号建築物	左記以外	4号建築物で 中間検査対象	左記以外
1	～100㎡	¥30,000	¥40,000	B + ¥80,000	¥30,000	¥35,000	¥30,000	¥35,000
2	100㎡超～200㎡	¥40,000	¥50,000		¥38,000	¥48,000	¥38,000	¥48,000
3	200㎡超～500㎡	¥50,000	¥60,000		¥55,000	¥60,000	¥55,000	¥60,000
4	500㎡超～1,000㎡	¥140,000		B + ¥100,000	¥100,000		¥100,000	
5	1,000㎡超～2,000㎡	¥200,000			¥120,000		¥120,000	
6	2,000㎡超～	別途見積			別途見積		別途見積	

## 3. 型式部材等製造者認証建築物（各府県共通）

（非課税）

床面積の合計		確認申請手数料	中間検査手数料	完了検査手数料
1	～100㎡	¥19,000	¥29,000	¥37,000
2	100㎡超～200㎡	¥25,000	¥32,000	¥40,000
3	200㎡超～500㎡	¥34,000	¥43,000	¥51,000
4	500㎡超～1,000㎡	¥50,000	¥68,000	¥81,000
5	1,000㎡超～2,000㎡	¥78,000	¥100,000	¥120,000

## 4. 建築設備（各府県共通）

（非課税）

1台あたり		確認申請手数料	中間検査手数料	完了検査手数料
1	昇降機	¥25,000	－	¥30,000

## 5. 工作物（各府県共通）

（非課税）

1基あたり		確認申請手数料	中間検査手数料	完了検査手数料
1	令第138条第1項	高さ15m以下	¥25,000	－
		高さ15m超	¥100,000	－
2	令第138条第2項及び第3項	別途見積		別途見積

## 確認検査手数料規程

この規程は、株式会社オーネックス(以下「機関」という。)が定める確認検査業務規程に基づき、機関が実施する確認検査の業務に係る手数料について必要な事項を定めるものである。確認検査手数料は、確認検査手数料表及び以下によるものとする。

### 1. 確認申請

- (1) 計画変更手数料は確認申請手数料×1/2といたします。ただし、機関が変更内容を大規模であると認めた場合、又は直前の確認を機関以外で受けられている場合は、確認申請手数料とさせていただきます。
- (2) 天空率の適用における手数料の加算はございません。
- (3) バリアフリー法の適用による確認申請手数料の加算  
～500㎡までは ¥10,000、500㎡超～2,000㎡までは ¥20,000、2,000㎡超は別途見積による手数料が加算されます。
- (4) 避難安全検証法、耐火性能検証法、防火区画検証法の適用による確認申請手数料の加算  
～1,000㎡までは ¥80,000、1,000㎡超は別途見積による手数料が加算されます。  
その他、特殊な計算法・検証法を適用される場合は、別途見積による手数料が加算されます。
- (5) 増築（同一棟）による手数料の算定床面積は、増築部分の床面積に既存部分の床面積の1/2を加算した面積とさせていただきます。ただし、既存部分への遡及適用となる場合は、既存部分の床面積を含めた合計面積とさせていただきます。
- (6) 改築、移転、大規模の修繕・模様替による手数料の算定床面積は、申請建築物の延べ面積とさせていただきます。
- (7) 用途変更による手数料の算定床面積は、申請部分の床面積とさせていただきます。ただし、既存部分への遡及適用となる場合は、既存部分の床面積を含めた合計面積とさせていただきます。
- (8) エキスパンションジョイント等により2以上の構造審査が必要となる場合は、別途見積による構造審査手数料が加算されます。

### 2. 中間検査・完了検査

- (1) 中間検査における手数料算定面積は、次のとおりといたします。
  - ・基礎工事の工程：最下階の床面積
  - ・建方工事の工程：最下階から検査を行う部分が属する床面積の合計
- (2) 避難安全検証法、耐火性能検証法、防火区画検証法の適用による完了検査手数料の加算  
～1,000㎡までは ¥100,000、1,000㎡超は別途見積による手数料が加算されます。  
その他、特殊な計算法・検証法を適用される場合は、別途見積による手数料が加算されます。
- (3) 省エネ適合判定建築物の完了検査手数料は、完了検査手数料に40%を乗じた手数料を加算させていただきます。
- (4) 直前の確認を機関以外で受けられている場合の検査手数料は、検査手数料に確認申請手数料が加算されます。
- (5) 遠隔地として機関が定める地域には、検査ごとに別に定める検査業務出張費が加算されます。

### 3. その他

- (1) 手数料が、この規定により算定できないものについては、別途協議により算定するものといたします。
- (2) 各申請手数料につきましては、お取引状況により別途ご相談に応じさせていただきます。
- (3) 令和1年10月31日以前に、機関に確認申請を提出されたものについては、全て従前の規程を適用させていただきます。